高砂市マイナンバーカード関連窓口業務委託に係る公募型プロポーザル

実施要領

令和８年度

高砂市　市民部　市民窓口課

この要領は、高砂市マイナンバーカード関連窓口業務委託（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

１　趣旨

本業務は、高砂市（以下「本市」という。）が担うマイナンバーカード関連窓口業務について、適正かつ円滑に行うため、マイナンバーカード交付等の関係業務を一体的に委託することにより、業務の効率化と良質な市民サービスの提供を図るものである。

また、開庁時間に市役所窓口への来庁が困難な市民や外出が困難な市民などに対して、マイナンバーカードの申請機会を創出し、普及促進を強化するため、市内施設や商業施設等でのマイナンバーカード出張申請受付を定期的に開設するとともに、個人宅での出張申請受付等を行う。

２　業務概要

(1)　業務名

高砂市マイナンバーカード関連窓口業務委託

(2)　履行場所

高砂市役所本庁舎及び本市が指定又は承認をする場所

(3)　業務内容

別に定める「高砂市マイナンバーカード関連窓口業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、優先交渉権第１位の事業者と別途調整を行う。

(3)　業務委託期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

ただし、契約締結の日から令和９年３月３１日までは準備期間とし、委託料の支払は行わない。

(4)　提案上限額

239,301,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5)　費用見積

見積書は、次に掲げる経費について年度ごとに作成し、消費税及び地方消費税を含むこと。

ア　カード関連窓口業務（窓口業務、コールセンター業務及び事務業務）に係る経費

イ　出張申請の実施に係る経費

３　参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　高砂市指名停止基準（平成６年高砂市訓令第１３号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3)　高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年高砂市条例第５号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び本市が賦課する税について滞納していない者であること。

(6)　仕様書で定める業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

４　選定方法

(1)　選定委員会の設置

受託者の選定のため、高砂市マイナンバーカード関連窓口業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2)　評価方法

選定委員会は、次の選定方法により選定する。

一次選考：参加申込書等の書類審査

二次選考：一次選考入選者に対する企画提案書及びプレゼンテーションによる審査

５　公募・選定スケジュール（予定）

実施項目	日程
公募開始	令和８年１０月１９日（月）
質問受付期限	令和８年１０月２３日（金）午後５時まで
質問回答	令和８年１０月２７日（火）（予定）
参加申込書提出期限	令和８年１０月３０日（金）午後５時まで
一次選考結果通知	令和８年１１月　４日（水）
企画提案書提出期限	令和８年１１月１１日（水）午後５時まで
二次選考	令和８年１１月２０日（金）
二次選考結果通知	令和８年１１月下旬　予定
契約締結	令和８年１２月中旬　予定

6　参加申込みの手続

本業務の受託者の選定に参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、(2)に記載する提出書類の規格は、全てＡ４版とする。

(1)　申込書等の配布場所

高砂市ホームページ【ページＩＤ：１２０８５】

https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimmadoguchika/12085.html

(2)　提出書類

番号	提出書類	書式	提出部数	備考
1	参加申込書	様式第１号	１部	
2	誓約書	様式第２号	１部	
3	登記事項証明書（写し可）	別表のとおり	１部	※１
4	国税の納税証明書（写し可）	別表のとおり	１部	※１
5	市税完納証明書	別表のとおり	１部	※１
6	決算報告書（財務諸表）	別表のとおり	１部	※１
7	企業概要書	様式第３号	１部	※２
8	業務実績書	様式第４号	１部	※３
9	責任者等経歴書	様式第５号	１部	

※１　本市の入札参加者資格名簿に登録しているものは、番号３から６までに掲げる提出書類の提出を省略することができる。

※２　会社の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。

※３　同種類似事業を実施したことが分かる資料（チラシ等）を添付すること。

別表

番号	提出書類	仕様
3	登記事項証明書(写し可)	令和８年１０月１９日以後に証明されたもの
4	国税の納税証明書（その３の３）（写し可）	令和８年１０月１９日以後に法人税並びに消費税及び地方消費税について証明されたもの
5	市税完納証明書	証明書交付申請書(様式第６号)により高砂市市民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に申請し、その証明を受けた市税完納証明書を提出すること。課税記録がない場合は、市税完納証明交付申請書によってその証明を市民窓口課で受けて提出すること。
6	決算報告書（財務諸表）	直近１年間のもの

(3)　提出方法

次の方法のいずれかとし、令和８年１０月３０日（金）午後５時必着とする。

ア　電子メール　tact2310@city.takasago.lg.jp

イ　郵送　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号　市民窓口課宛

ウ　持参　市民窓口課⑬番窓口

7　質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し質問がある場合は、次の方法により質問書（様式第７号）を提出すること。

(1)　提出方法　令和８年１０月２３日（金）午後５時までに、質問書を「tact2310@city.takasago.lg.jp」宛てに送信し、電話により到着確認をすること。

(2)　回答方法　令和８年１０月２７日（火）（予定）に高砂市ホームページに掲載して行う。ただし、本業務の優先交渉権者の選定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答しない。

8　一次選考の審査方法

提出された参加申込書等を基に参加資格について審査を実施する。

審査結果は、次のとおり行うものとする。

(1)　結果通知　　令和８年１１月４日（水）予定

(2)　通知方法　　電子メールにより通知する。宛先は、参加申込書に記載の電子メールアドレスとする。

9　企画提案書等の提出

一次選考入選者は、二次選考を受けようとするときは、次の書類を提出すること。

(1)　提出書類及び部数

番号	提出書類	様式	提出部数	備考
１０	企画提案書表紙	様式第８号	１部	※４
１１	企画提案書本文	任意様式	正本１部、副本６部、電子ファイル１部	※４
１２	見積書	様式第９号	正本１部、副本６部、電子ファイル１部	※５

※４　企画提案書は、「企画提案書等作成要領」に従い作成すること。

※５　見積書は、内訳の積算根拠が分かる書類（任意様式）を添付すること。

(2)　提出方法　正本（紙）を６(3)イ又はウの方法により提出するとともに、番号１１及び１２の書類を電子メールで「tact2310@city.takasago.lg.jp」宛てに送信す

ること（令和８年１１月１１日（水）午後５時必着）。

10　二次選考の審査方法

(1)　審査は、提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、評価点の最も高い提案者を優先交渉権第１位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続を行うものとする。

(2)　(1)の提案者と契約締結に至らなかった場合は、次点者を新たな交渉権者として手続を行うものとする。

(3)　審査は、本市職員で構成する選定委員会が実施する。

(4)　提案者が１者のみの場合も評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められるときは、当該提案者を交渉権者として手続を行うものとする。

(5)　審査結果は、二次選考に参加した提案者宛に文書で個別に通知するとともに、高砂市ホームページで公表する。

　なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び異議申立ては、受け付けないものとする。

11　プロポーザル参加の辞退

(1)　本業務の公募型プロポーザルに参加申込みをした後、このプロポーザルから辞退しようとする場合は、辞退届（様式第１０号）を提出すること（令和８年１１月１１日（水）午後５時必着）。

(2)　本業務の公募型プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後、不利益な取扱いを受けるものではない。

12　プロポーザルの中止

(1)　本市は、参加を希望する者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、本業務の公募型プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、このプロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることがある。

(2)　本市は、本業務の公募型プロポーザルの実施前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、このプロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。この場合における損害は、参加予定者の負担とする。

13　その他留意点

(1)　提出書類の作成に係る費用は、参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

(2)　提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書は、無効とする。

(3)　提出期限後の問合せ及び提出後の資料の追加又は修正は、認めないものとする。

(4)　本業務の公募型プロポーザルの実施に関する情報（参加を希望する者から提出された

書類を含む。）は、高砂市情報公開条例（平成１２年高砂市条例第３３号）に基づき、開示する場合がある。

(5) 参加を希望する者は、提案に当たって、本業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

14 提出先及び問合せ先

〒６７６－８５０１　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
高砂市市民部市民窓口課　　担当：吉岡、中野
電　話：０７９－４４１－７１８０
ＦＡＸ：０７９－４４３－５６５２
電子メール：tact2310@city.takasago.lg.jp